

廃校備品（多度北小学校）の売払いに係る
一般競争入札（再）実施要領（募集案内書）

《令和8年度》

三重県桑名市
グリーン資産創造課

*買い受けを希望される方は、この案内書を必ずお読みください。

*この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

はじめに

1. 桑名市は、次の物品を一般競争入札により売払います。
2. この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
3. 入札の参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みになり、内容を充分把握したうえで、お申込みください。
4. 一般競争入札とは、複数の参加者が価格を競い合い、桑名市があらかじめ定めた予定価格（最低入札金額）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

売払い物品

入札物品名	多度北小学校備品一式
引き渡し場所	桑名市多度町香取 2202（多度北小学校） ※学校の位置については下記リンクよりご確認ください。 https://maps.app.goo.gl/99Lt5PrEyvWiQBeT6 ※学校の配置図、平面図については別紙 1 をご覧ください。
売払い物品	廃校となる多度北小学校の備品で、引き取り可能なもの一式。 なお、以下物品の引取りを必須条件とします。 【引取り必須物品】 児童用の机・椅子セット×50 ※売払対象については、備品リストや写真等の事前配布資料はないため、現地見学会にて確認してください。なお、物品は校舎 1 階から 3 階の複数教室に点在しています。
予定価格 (最低入札金額)	100 円（税別）

※出来るだけ多くの物品を引き取っていただけることを目的としていますので、ご協力お願い致します。

【物品引渡しにあたっての注意事項】

- (1) 物品の引渡し日時、方法については本市担当者と調整を行い、承諾を得た上で期限内に行ってください。
- (2) 学校敷地内の電気、水道（トイレの使用を含む）は使用できません。
- (3) 契約者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。なお、電気の使用が不可のため、通電による動作確認はできません。
- (4) 運び出し等の作業については契約者にて行ってください。
- (5) 物品の引渡しにかかる費用は契約者の負担とします。
- (6) 現地での物品の解体は認めません。ただし搬出のために必要な解体は除きます。
- (7) 契約者は、引取り必須物品の引取りを確実にを行い、引渡し物品を不法投棄又は不法焼却してはいけません。
- (8) 物品引渡し完了後、引渡し物品の明細を記載した受領書を提出してください。

スケジュール

項目	日程	詳細
募集案内書配布	令和8年4月16日(木)～令和8年4月22日(水)	P3
現地見学受付	令和8年4月16日(木) ～令和8年4月19日(日) 午後4時30分まで	P3
	手続き方法 フォームによる申請 https://logoform.jp/form/XAEm/1542012	
現地見学会	令和8年4月20日(月) 午前9時30分～正午 ※上記日程が難しい場合は現地見学受付申込フォームより ご相談ください(対応できない場合があります)	P3
	現地集合	
質問の受付	令和8年4月16日(木) ～令和8年4月20日(月) 午後4時30分まで	P3
	手続き方法 フォームによる申請 https://logoform.jp/form/XAEm/1542015	
質問回答内容の 公表	令和8年4月21日(火)までの間に随時公表	P3
入札参加の申込み	令和8年4月20日(月) 午前9時30分 ～令和8年4月22日(水) 午後4時30分まで	P4
	手続き方法 フォームによる申請 https://logoform.jp/form/XAEm/1542017	
入札期間	令和8年4月20日(月) 午前9時30分 ～令和8年4月23日(木) 午後3時まで	P6
	手続き方法 グリーン資産創造課へ直接持参	
入札参加の辞退	令和8年4月23日(木) 午後3時まで	P7
	手続き方法 グリーン資産創造課に電話連絡の上、辞退書を 直接持参	
開札 (落札者の決定)	令和8年4月23日(木) 午後3時	P8
契約締結日	令和8年4月24日(金)(予定)	P9
	手続き方法 グリーン資産創造課へ直接持参又は郵送(必着)	
支払期限	令和8年4月28日(火) 午後3時まで(予定)	P10
物品引渡し期限	令和8年4月29日(水) 午後4時30分まで	P10

1. 募集案内書の配布

募集案内書（廃校備品（多度北小学校）の売払いに係る一般競争入札（再）実施要領）の配布は以下のとおり行います。

【配布期間】 令和8年4月16日（木）から令和8年4月22日（水）まで

【配布方法】 桑名市ホームページに掲載

※本書は、桑名市ホームページ内の「トップページ>しごと・産業>入札・契約情報>入札公告（電子入札以外）>令和8年度」からダウンロードできます。

2. 現地見学会の開催

入札参加を希望する者のうち、引渡し場所及び売払物品の現地見学を希望する者は、以下の申込フォームよりお申し込みください。売払対象については、備品リストや写真等の事前配布資料はありません。

【参加資格】

法人であること

なお、4頁以降の「4. 入札参加の申し込み」記載の【申込みのできない方】に該当する方は参加できません。

【申請期間】

令和8年4月16日（木）から令和8年4月19日（日）午後4時30分まで

【現地見学の申込フォーム】

フォーム URL <https://logoform.jp/form/XAEm/1542012>

【現地見学会の実施日時】

令和8年4月20日（月）午前9時30分から正午

※上記日程が難しい場合は申込フォームにて希望日程をご相談ください。なお、対応が難しい場合がありますので予めご了承ください。

【現地見学会の集合場所】

多度北小学校の校舎裏駐車場（桑名市多度町香取 2202） 現地集合

【留意事項】

- ・現地見学会当日は、入場時の受付及び退場時の報告を必ず行ってください。
- ・現地見学会実施時に質問の受付は致しかねます。「3. 質問の受付と回答内容の公表」の質問フォームからお問い合わせください。
- ・現地見学会にて目的と異なる行為は十分にお控えください。なお、担当者の指示に従えない場合は退出いただく場合があります。

3. 質問の受付と回答内容の公表

下記期間で質問の受付をします。以下のフォームよりお願いします。
電話等の質問フォーム以外の手段での質問は、一切受付しませんのでご了承ください。
なお、回答に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付けます。

【受付期間】 令和8年4月16日（木）から令和8年4月20日（月）
午後4時30分まで

【質問フォーム】 フォーム URL <https://logoform.jp/form/XAEm/1542017>

【回答内容の公表】 令和8年4月21日（火）までの間に随時公表

【公表場所】 桑名市ホームページ内
(質問者及び入札参加者名を特定できる内容等は伏せて公表します)

※質問者へはメールでも回答をお送りします。

※本件入札を実施するうえで直接関係のない質問は受け付けません。

4. 入札参加の申込み

1. 申込み方法

(1) 申込みに必要な書類

①廃校備品（多度北小学校）売払いに係る一般競争入札（再）参加申請書（様式1）

②添付書類

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- ・印鑑証明書
- ・国税の納税証明書
(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明書)
- ・桑名市税の完納証明書（未納額のない証明書）

*桑名市税の完納証明書は、桑名市内に本社又は事業所がある場合に提出してください。

*添付書類は、申請日時点で発行から3カ月以内のもの

*印鑑登録証明書等の提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出方法

以下の申請フォームにて申込みに必要な書類すべてを添付して申請してください。

なお、落札した場合は、添付した必要書類の原本を提出していただきます。

【受付期間】 令和8年4月20日（月）午前9時30分
から令和8年4月22日（水）午後4時30分まで

【申請フォーム】 フォーム URL <https://logoform.jp/form/XAEm/1542017>

2. 申込み資格（入札参加資格）

法人であること

なお、次に掲げる【申込みのできない方】に該当する方は参加できません。

【申込みのできない方】

(次の①から⑦のいずれかに該当する方は、申込みできません。)

①当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者

(ア) 桑名市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件

の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 桑名市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が桑名市と契約を締結すること又は桑名市との契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により、桑名市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく桑名市との契約を履行しなかった者又は正当な理由がなく契約の締結をしなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者並びに同法第 32 条第 1 項各号に掲げる者

④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

⑤地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に定められた公有財産に関する事務に従事する桑名市の職員

⑥国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」をいう。）及び桑名市税について滞納がある者。

⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

3. 入札保証金及び契約保証金について

入札保証金は、桑名市契約規則第 5 条 2 項 3 号の規定により免除とします。

契約保証金は、桑名市契約規則第 33 条 2 項 5 号の規定により免除とします。

5. 入札、開札

1. 入札書の提出期間及び提出場所

- 【入札期間】 令和8年4月20日（月）午前9時30分
から令和8年4月23日（木）午後3時
- 【提出時間】 午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）
※令和8年4月23日（木）のみ午後3時まで
- 【提出場所】 三重県桑名市中央町二丁目37番地
桑名市役所 グリーン資産創造課（桑名市役所3階）※郵送不可

2. 入札方法

(1) 申込みに必要な書類

- ① 入札書（様式2）
本書に添付の様式を用いてください。
- ② 封筒（入札書を封入する封筒）
封筒の大きさ、色などの指定は特にありません。
記入等については、7頁の「4. 入札書の記入等について」をご確認ください。

(2) 提出方法

入札書に必要な事項を記入し、封筒に封入の上、提出してください。

3. 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（法人名および代表者名）を記入のうえ、代表者印（印鑑登録印）を押印してください。
- (2) 入札金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた額を記入してください。なお、実際の契約金額は、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額となります。
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0，1，2，3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (4) 入札において使用する通貨単位は、日本円通貨（「円」）に限ります。
- (5) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、または撤回することはできません。
- (6) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ① 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき
 - ② 指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき
 - ③ 所定の入札書以外で入札したとき
 - ④ 予定価格を下回る価格で入札したとき
 - ⑤ 入札書に入札者の記名押印がないとき
 - ⑥ 入札金額の記載に訂正があるとき
 - ⑦ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明な入札のとき
 - ⑧ 入札者が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札をしたとき

6. 開札、落札者の決定

- (1) 開札は、令和8年4月23日（木）午後3時より行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ①桑名市が事前に定めた最低入札金額以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - ②落札者となるべき価格で入札した方が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
なお、くじ引きは開札日の翌日 10 時に行います。当該入札者が会場に来られない場合、代わりに入札事務に関係のない市職員がくじを引き、決定します。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、開札後、ただちに落札者にメールにて通知し、後日、落札金額及び落札者を、本市ホームページ内で公表します。
- (4) 落札者の決定後であっても、誓約内容に違反があるなど正当な入札でないことが認められたときは、落札者の決定を取り消す場合があります。
- (5) 契約締結までの間に落札者の決定を取り消した場合は、最低入札金額以上で次に高い価格をもって入札した方を新たな落札者として決定します。

7. その他

今回の入札は、予定価格（最低入札金額）を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも再度の入札は行いません。

6. 契約の締結

1. 売買契約の締結

【提出期限】 令和8年4月28日（火）まで

【提出場所】 桑名市役所 グリーン資産創造課（桑名市役所3階）

【提出方法】 必要書類すべてを直接持参、又は郵送（提出期限日必着）

2. 提出書類

(1) 物品売買契約書 2部

記名押印したものを提出してください。

(2) 入札参加申請時の申請書類一式

すべて原本をご提出ください。原本還付はいたしません。

3. 契約締結にあたっての注意事項

(1) 契約は、本書に添付の物品売買契約書（案）により締結します。

(2) 契約締結日は令和8年4月24日（金）（予定）とします。

(3) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。

(4) 期限までに契約を締結されない場合は、落札者の決定を取り消します。

また、契約を辞退した日から2年間は、物品売払に係る一般競争入札への入札参加資格を停止します。

(5) 落札者が、落札物品を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

(6) 落札者は、物品引渡しの完了以前に、その物品にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(7) 落札者は、入札物品に経年劣化や損傷個所が存在することを容認して本物品を買受けるものであり、いかなる経年劣化や損傷個所が存在したとしても同存在は契約不適合に該当するものではなく、売主に対し追完請求、減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を問わないことを確認しているものとします。

(8) その他契約上の条件については、本書に添付の物品売買契約書（案）をご確認ください。

7. 売買代金の支払

1. 契約締結後、市が発行する納入通知書により、令和8年4月28日(火)午後3時までに全額納付していただきます。(注) 売買代金の分割納入はできません。
2. 支払完了後、領収書の写しを提出してください。
直接持参、メール、またはFAXでも提出可能です。
3. 期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、売買契約を解除します。また、契約を辞退した日から2年間は、物品売払に係る一般競争入札への入札参加資格を停止します。

【提出先】

桑名市役所 グリーン資産創造課
〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地
電話 0594-24-1217 (直通) FAX 0594-24-6312
E-mail greenm@city.kuwana.lg.jp

8. 所有権の移転

売買物品の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

9. 物品の引渡し

1. 物品引渡しの期限及び場所

【引渡し期限】 令和8年4月29日(水)午後4時30分まで

【引渡し場所】 多度北小学校 (桑名市多度町香取 2202)

2. 物品引渡しにあたっての注意事項

- (1) 物品の引渡し日時、方法については本市担当者と調整を行い、承諾を得た上で期限内に行ってください。
- (2) 学校敷地内の電気、水道(トイレの使用を含む)は使用できません。
- (3) 契約者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。なお、電気の使用が不可のため、通電による動作確認はできません。
- (4) 運び出し等の作業については契約者にて行ってください。
- (5) 物品の引渡しにかかる費用は契約者の負担とします。
- (6) 現地での物品の解体は認めません。ただし搬出のために必要な解体は除きます。
- (7) 契約者は、引取り必須物品の引取りを確実にを行い、引渡し物品を不法投棄又は不法焼却してはいけません。
- (8) 物品引渡し完了後、引渡し物品の明細を記載した受領書を提出してください。

物品売買契約書（案）

売渡人 桑名市(以下「売主」という。)と買受人 (以下「買主」という。)とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売主及び買主両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

物品名	多度北小学校備品一式
-----	------------

(売買代金)

第3条 売買代金は、金、 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とする。

(売買代金の支払い)

第4条 買主は、売買代金を、売主の発行する納入通知書により納入通知書に記載された期日までに売主に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物品の所有権は、買主が売買代金を完納したときに買主に移転する。

(売買物品の引渡し)

第6条 売主は、前条の規定により売買物品の所有権が買主に移転したときに、売買物品を現状有姿のまま引き渡す。

2 売買物品の管理責任は引渡しと同時に売主から買主に移転し、買主は、その責任と負担において売買物品の管理、輸送、保管等を行うものとする。

3 買主は、引渡し完了後、売買物品の明細が記載された受領書を提出しなければならない。

(危険負担)

第7条 買主は、本契約締結の時から売買物品の引き渡しの時までにおいて、当該物品が、売主の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第8条 買主は、本契約締結後、売買物品に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第9条 買主は、第6条による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 買主は、第6条による手続きが完了するまでの間は、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(用途の制限)

第10条 買主は、売買物品を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等周辺の住民に著しく不安を与える用途に自ら供し、又は他人に供させてはならない。

(違約金)

第11条 買主は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として売主に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 売主は、前条に定める解除権を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 買主は、前項に規定する場合、売主に対し、買主の負担した契約の費用、買主が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を請求することができない。

(原状回復義務)

第14条 買主は、売主が第12条の規定により本契約を解除したときは、売主の指示する期日までに、買主の負担において売買物品を原状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主が売買物品を原状に回復させることが適当でないとき、この限りではない。

2 買主は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又は棄損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 売主は、第11条に規定する違約金に加え、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が前条に定める損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第18条 買主は、売買物品の法令等の規制を熟知のうえ、本契約を締結したものであることを確認し、売買物品を利用するにあたっては、当該法令等を遵守する。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 20 条 本契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売主及び買主協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売主 桑名市中央町二丁目 3 7 番地

桑名市長 伊 藤 徳 宇

買主

(様式1)

廃校備品（多度北小学校）売払いに係る
一般競争入札（再）参加申請書

下記の廃校備品の売払いに係る一般競争入札への参加を次のとおり申し込みます。
なお、次の事項について誓約するとともに、入札者及び入札価格を公表することに同意します。

- ・実施要領に記載する入札参加者の資格を満たしています。
- ・入札等に当たり、関係法令及び桑名市規定条項等を順守します。
- ・連合等により入札の公正を害するような行為はしません。
- ・開札終了後連合等の疑いが生じたときは、桑名市のとる措置に従い、異議申し立てをしません。
- ・開札の進め方や入札の無効の取扱いについても、異議申し立てをしません。
- ・引取り必須物品については確実に引取りを行います。
- ・落札後、引渡し物品の不法投棄又は不法焼却はしません。

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長

申込者（代表者）

住 所	
法人名および代表者名	
電話番号	
電子メールアドレス	
担当部署・担当者氏名	

入札物品	多度北小学校備品一式
------	------------

注1 本書には下記の書類を添付してください。

なお、添付書類は参加申請書提出時点で発行から3カ月以内のものとしてください。

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明書）
- (4) 桑名市税の完納証明書（未納額のない証明書）

*桑名市税の完納証明書は、桑名市内に本社又は事業所がある場合に提出してください。

(様式2)

入 札 書

入 札 価 格				百 万			千			円
---------	--	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

入 札 物 品 名	多度北小学校備品一式
-----------	------------

上記のとおり、廃校備品（多度北小学校）の売払いに係る一般競争入札（再）実施要領及び契約条項を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

桑名市長 様

申込者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者名)

印

- (注)
- 1 この入札書は、1件ごとに作成し、黒又は青のインクで記入すること。
 - 2 申込者の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印すること。
 - 3 金額の訂正は、認めない。（誤記の場合は、用紙の再交付をお申し出ください。）
 - 4 入札価格は、アラビア数字を使用すること。
 - 5 最初の数字の前に¥を記入すること。
 - 6 入札価格は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載すること。

(様式3)

入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長

令和 年 月 日に「廃校備品(多度北小学校)の売払いに係る一般競争入札(再)参加申請書」を提出しましたが、このたび、下記の理由により辞退いたします。

記

1. 申込者

住所	
法人名および 代表者名	印
電話番号	

2. 入札参加物品

入札物品名
多度北小学校備品一式

3. 辞退理由

--

以上

多度北小学校備品一式受領書（案）

別紙記載の物品を受領いたしました。

令和 年 月 日

桑名市長 あて

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者名)

印

